

## 【前払式支払手順(お食事券)について】

項目	当社の場合
①発行者の氏名、商号または名称	①株式会社 ハングリータイガー
②前払式支払手段の支払可能金額等	②ハングリータイガーお食事券 1,000円
③当該前払式支払手段を使用することのできる期間又は期限が設けられている場合は、該当期間または期限	③期限はありません
④利用者からの苦情または相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先	④株式会社 ハングリータイガー 本部 電話番号:045-341-2301 受付時間:平日9:00~17:00 メール:info@hungrytiger.co.jp
⑤前払式支払手段を使用することができる施設又は場所の範囲	⑤ハングリータイガー全店、ハングリータイガー系列店「TORAのお肉屋さん」、ハングリータイガーモール店「ハングリータイガー横浜高島屋食料品フロア店」にてご利用いただけます。
⑥前払式支払手段の利用上の必要な注意	⑥利用方法 ・お会計の際に、係りのものへお渡しください。 ・釣銭のお支払いはできませんので、ご了承ください。 ・現金との引換、転売はできません。 ・盗難、紛失または滅失などに対し、その責任は負いかねます。
⑦電磁的方法により金額又は物品等若しくは役務の数量を記録している前払式支払手段にあっては、その未使用残高又は当該未使用残高を知ることができる方法	⑦紙での食事券の為、該当なし
⑧前払式支払手段の利用に係る約款若しくは説明書又はこれらに類する書面が存する場合には、当該約款等の存する旨	⑧約款等はございません
⑨法令上は半額以上の保全が求められており、必ずしも全額保全が図られているわけではないこと	⑨前払式支払手段の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全が義務付けられています。
⑩発行保証金について他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有すること	⑩前払式支払手段の保有者は、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。
⑪発行保証金の保全方法(供託・発行保証金保全契約・発行保証金信託契約)の別	⑪当社の利用者資金の保全方法は供託です。
⑫発行保証金保全契約・発行保証金信託契約を締結している場合にあっては、契約の相手方の氏名、商号又は名称	⑫発行保証金保全契約・発行保証金信託契約は締結しておりません。
⑬前払式支払手段の発行業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償その他の対応に関する方針	⑬当社は、無権限取引により発生した損失について、当社の故意又は重大過失に起因する場合を除き、責任を負いません。不正取引に関する通報、ご相談につきましては、下記「お問い合わせ先」にご連絡ください。 ※お問い合わせ先:info@hungrytiger.co.jp